

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起業の翌日
が休日は、当そ
たる翌日)

鳥取県規則第二十七号

鳥取県行旅病人等引取り及び費用弁償規則

(趣旨)

◆規

則

目

次

◆規 則 鳥取県行旅病人等引取り及び費用弁償規則(社会課)

鳥取県本府事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(人事課)

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則(農業改良課)

第一条 この規則は、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号。以下「法」という。)第五条(第八条第二項において準用する場合を含む。)及び第十三条第一項並びに行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件(明治三十二年勅令第二百七十七号)第一条第一項の規定による行旅病人及び行旅死亡人並びにそれらの同伴者(以下「行旅病人等」という。)の引取り並びに救護費用及び取扱費用の弁償に關し必要な事項を定めるものとする。

(行旅病人等の引取り後の措置)

第二条 知事は、市町村から行旅病人等を引き取つたときは、当該行旅病人等を県の設置する施設に入所させ、又は県以外の者の設置する施設にその入所を委託するものとする。

(費用弁償の請求)

第三条 市町村の長は、救護費用又は取扱費用の弁償の請求をするときは、別記様式による請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 法第四条(第八条第二項において準用する場合を含む。)又は第十一条の規定により当該費用を負担すべき者からその弁償を受けることができないことを証する書類
- 二 市町村が支出した当該費用の額を証する書類
- 三 取扱費用の弁償を受けようとする場合にあつては、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第九十二条第一項の規定による検視調書

鳥取県行旅病人等引取り及び費用弁償規則をここに公布する。

昭和六十二年四月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

十二年法律第二百二十四号)第九十二条第一項の規定による検視調書

の写し

四 公告を行うのに必要な費用を請求する場合にあつては、当該公告を掲載した官報又は新聞紙の写し町村の長が前項の規定により知事に提出する請求書は、所轄福祉事務所長を経由して提出しなければならない。

(費用弁償の種目及び限度額)

第四条 県が弁償する救護費用又は取扱費用の種目及び限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、知事が特に必要と認めたときは、別表に定める種目以外の種目について弁償し、又は別表に定める限度額を超えて弁償することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 行旅病人及び行旅死亡人取扱規則（昭和三十三年八月鳥取県規則第三十一号）は、廃止する。

別表（第四条関係）

種 目	限 度 額
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条に規定する医療扶助を行うのに必要な費用	生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号。以下「保護の基準」という。）別表第四に定める額
医師の診断書の交付を受けるのに必要な費用	診断書の交付を受けるために必要な費用
一時的に居住させるのに必要な費用 食料、被服、寝具及び燃料を支給するのに必要な費用	必要最小限度の額
死体を一時安置するのに必要な費用 生活保護法第十八条に規定する葬祭扶助を行うのに必要な費用	保険の基準別表第七に定める額
公告を行うのに必要な費用	官報の場合にあつては、二十行の文書を掲載するのに必要な額 新聞紙の場合にあつては、官報の場合に準じた文章を掲載するのに必要な額

別記様式(第3条関係)

救護(取扱)費用請求書

職氏名 腹

行旅病人等を救護した(取り扱つた)ので、鳥取県行旅病人等引取り及び費用弁償規則第3条第1項の規定により、救護(取扱)費用を次のとおり請求します。

年月日

請求者 氏名

回

救護(取扱)報告番号	年月日	第号
制限外支出認可番号	年月日	第号
行旅病人等	フリガナ 氏名	性別 男・女
住 所		年齢 (推定年 齢)
救護(取扱)開始年月日	年月日	
救護(取扱)終了年月日	年月日	
請求額	円	
内訳	種目	数量 単価 金額 摘要
収支別		
支 出		
合 計		
收 入		
合 計		

鳥取県規則第118号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十一年十一月鳥取県規則第五十
七号)の一部を次のよう改正する。

別表第三企画課の項部長専決事項の欄中第三号を削り、第四号を第三
号とし、第五号を第四号とし、同項課長専決事項の欄中第三号を削り、
第四号を第三号とする。

別表第三企画課の項課長専決事項の欄第十六号「町村長」を「町
村」に改め、同欄第十七号及び第十八号を次のよう改める。

十七 鳥取県行旅病人等引取り及び費用弁償規則(昭和六十二年四月
鳥取県規則第二十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次
に掲げるもの

丁 第二条の規定による行旅病人等(町村が救護した者を除く。)
の施設への入所措置

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改
正する規則をここに公布する。

昭和六十二年四月一日

鳥取県副知事 古垣 夫

(二) 第四条ただし書の規定による県が弁償する費用の種目又は限度額の特例の承認（町村の請求による弁償に係るもの）を除く。)

十八 削除

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第二十一号(二)中「第三十六条」を「第三十六条第一項及び第二項」に、「又は」を「及び」に改め、同号中(四)を(五)とし、同号(三)中「専用水道」の下に「又は簡易専用水道」を加え、同号中(二)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 第三十六条第三項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置の命令

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第二十二号(八)中「第三十六条」

を「第三十六条第一項及び第二項」に、「命令又は」を「命令及び」に改め、同項課長専決事項の欄中第三十七号を削り、第三十八号を第三十

七号とする。

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第十四号中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に、「行なう病院等に代用する病院等についての厚生大臣への承認の申請及びその」を「行う病院等の」に改める。

別表第三健康対策課の項課長専決事項の欄第四号(七)を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二 鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則（昭和六十

二年四月鳥取県規則第二十六号）第三条第一項の規定による育成医

療の給付に要する費用を支払うべき旨の命令

別表第三農地経済課の項部長専決事項の欄第六号(二)中「並びに都道府

県の区域又はその区域をこえる」を「県の区域を超える」に、「組合を」を「組合及び県の区域を地区とする農業協同組合連合会を」に改め、

同号(九)中「都道府県の区域又はその区域をこえる」を「県の区域を超える」に改め、同欄第十一号中(圓)を(圓)とし、(四)から(圓)までを一ずつ繰り下げ、(圓)の次に次のように加える。

(四) 第七十三条第一項の規定による処分制限期間内における土地等に係る権利の設定又は移転の許可

別表第三農蚕園芸課の項課長専決事項の欄第六号を次のように改める。

六 蚕糸業法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条ノ二の規定による繭の検定

(二) 第三条ノ八第一項の規定による検定供用繭の提出の命令

別表第三管理課の項部長専決事項の欄中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四七年法律第六十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条第一項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共

団体等の決定

(二) 第十四条第二項の規定による定款の変更の認可

(三) 第十八条第二項の規定による予算等の承認

(四) 第十九条第一項の規定による業務に関する命令

(五) 第十九条第五項の規定による業務に関する命令その他必要な措

置の要求

別表第三管理課の項課長専決事項の欄中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく知事の権限に属する事

務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条第三項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知

(二) 第十九条第二項の規定による業務及び資産の状況に関する報告の要求及び事務所への立入検査

別表第三河川課の項部長専決事項の欄第四号(二)中「第五条」を「第五条第三項」に、「要する費用の負担」を「係る県の負担金の額」に改め、「決定」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二土木事務所長の項第二十六号(三)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(三)中「負担の内容等」を「附帯工事」に改め、「確定」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二土木事務所長の項第二十六号(八)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号中(三)を四とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 第六条の規定による附帯工事の施行又は負担金の使用についての指示、検査及び報告の要求(地方機関等決裁規則別表第二土木事務所長の項第二十六号(四)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。)

別表第三河川課の項課長専決事項の欄第四号中「命令」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二土木事務所長の項第二十六号(八)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。)」を加える。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)
第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二福祉事務所長の項第三号中(六)を削り、(五)を(六)とし、(四)の次に

次のように加える。

(五) 第二十一条の一の二の規定による身体障害者更生援護施設への短期間入所の措置の実施

別表第二福祉事務所長の項第三号に次のように加える。

(六) 第三十八条第三項の規定による支払わなかつた額の徴収

別表第二福祉事務所長の項第四号(二)を次のように改める。

別表第二の措置の実施

別表第二福祉事務所長の項第五号中(三)を削り、(四)を(三)とし、同項第六号中「被收容者」を「入所者」に改め、同項第九号中「町村長」を「町村」に改め、同項第十号及び第十一号を次のように改める。

十 鳥取県行旅病人等引取り及び費用弁償規則(昭和六十二年四月鳥取県規則第二十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による行旅病人等(町村が救護した者に限る。)の施設への入所措置

(二) 第四条ただし書の規定による県が弁償する費用の種目又は限度額の特例の承認(町村の請求による弁償に係るものに限る。)

十一 削除

別表第二福祉事務所長の項第十六号(八)を削り、同号(九)中「第三項及び費用」を「業者に支払わなかつた額」に改め、同号(九)を同号(八)とし、同項に次の二号を加える。

二十一 鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則(昭和六十二年四

月鳥取県規則第二十五号) 第三条第一項の規定による施設入所等の措置(療育又は養育医療の給付を除く。)に要する費用の徴収(鳥取市の区域に係るものについては東部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に係るものについては西部福祉事務所長)

二十二 鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則(昭和六十二年四月鳥取県規則第二十六号) 第三条第一項の規定による医療給付等の措置(育成医療の給付を除く。)に要する費用を支払うべき旨の命令(児童に対する補装具の交付又は修理に係るものうち、鳥取市の区域に係るものについては東部福祉事務所長、倉吉市の区域に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に係るものについては西部福祉事務所長)

別表第二母来寮長の項第一号中「収容」を「入所」に、「機関が」を「者が」に、「当該機関」を「その者」に改め、同項第二号(一)中「収容措置」を「入所措置」に、「収容委託に係る者の収容」を「入所の委託に係る者の受入れ」に改め、同号四中「退寮」を「退所」に、「収容」を「入所」に、「機関」を「者」に改め、同号中四を(四)とし、同号(三)中「被収容者」を「入所者」に改め、同号中(三)を(四)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 第四条の二の規定による短期間入所の委託に係る者の受入れ別表第二児童相談所長の項第一号中(八)を(九)とし、(廿)の次に次のように加える。

(内) 第三十三条の四第一項の規定による肢体不自由児施設等への短期間入所の措置の実施

別表第二児童相談所長の項第一号(一)中「第九条の四」を「第九条の五」に改め、同号(一)中「第九条の五」を「第九条の七」に改める。

別表第二保健所長の項第一号の二を次のように改める。

一の二 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号) 第十五条の二第一項の規定により知事の権限に属するものとされた薬事法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条第三項の規定による製造業の許可の更新

(二) 第十九条の規定による製造所の廃止等の届出の受理

別表第二保健所長の項第三十一号の二中「温泉法施行細則(昭和三十三年八月鳥取県規則第二十九号)第十七条」を「鳥取県温泉法施行細則(昭和六十二年三月鳥取県規則第二十四号)第十四条」に、「温泉利用設備改修工事施行届」を「温泉利用施設の設備の改修の届出」に改め、

同項第五十二条の二中「第一項又は」を削り、「育成医療又は療育の給付に要する費用」を「指定育成医療機関に支払わなかつた額」に改め、同項第五十三号(八)を削り、同号の次に次の一号を加える。

五十三の二 鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則(昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号) 第三条第一項の規定による療育又は養育医療の給付に要する費用の徴収

別表第二保健所長の項第五十九号を次のように改める。

五十九 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十九条第一項の規定による水道事業者等からの工事の施行状況等についての報告の徴取及び水道の工事現場等への立入検査の実施

(二) 第三十九条第二項の規定による簡易専用水道の設置者からの簡易専用水道の管理についての報告の徵取及び簡易専用水道の用に供する施設の在る場所等への立入検査の実施

別表第一蚕業指導所長の項を削る。

別表第二土木事務所長の項第二十五号(二)ニ中「道路法の規定による道路として供用されている」を削り、「もの」の下に「(通路幅三メートルを超えるものを除く。)」を加え、同号(二)ト中「へまで」を「チまで」に改め、同号(二)中トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニの次に次のように加える。

ホ 排水管(管の内径が十五センチメートルを超えるもの又は綫断占用に係るもの)を除く。)

ヘ 水管、下水管、ガス管その他の管類(橋りよう設置の際これに添架されるものに限る。)

別表第二土木事務所長の項第二十五号(四)中「並びにヘ及びト」を「ホ、ヘ、チ及びリ」に改め、同号(四)中「掘さく等」を「掘削等」に、「並びにヘ及びト」を「ホ、ヘ、チ及びリ」に改め、「もの」の下に「に係る掘削等の許可」を加え、「並びに竹木の栽植及び」を「又は竹木の栽植若しくは」に改め、同項第二十六号(二)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 第五条第三項の規定による附帯工事に係る県の負担金の額の決定のうち次に掲げる工作物の管理者の申請に係るもの

イ 電線、ケーブルその他これらに類するもの
ロ 水管、下水管、ガス管その他の管類

四 第六条の規定による附帯工事の施行又は負担金の使用について

の指示、検査及び報告の要求のうちこの号の(二)により負担金の額を決定したものに係るもの

別表第二土木事務所長の項第二十六号に次のように加える。

(六) 第九条第一項の規定による附帯工事の調査及び負担金の額の確定のうちこの号の(二)により負担金の額を決定したものに係るもの

(七) 第十条の規定による負担金の還付等の命令のうちこの号の(二)により負担金の額を決定したものに係るもの

別表第二土木事務所長の項第二十八号(二)中「使用に係るもの」を「使用又は許可期間満了後の継続使用に係る」に改め、同号中四(四)を(四)とし、(二)を(二)とし、(二)の次に次のように加える。

(二) 第六条第一項の規定による使用料の減免のうちこの号の(二)により許可したものに係る使用料の減免

別表第二鳥取港湾事務所長の項第十三号(二)中「使用に係るもの」を「使用又は許可期間満了後の継続使用に係る」に改め、同号中四(四)を(四)とし、(二)を(二)とし、(二)の次に次のように加える。

(二) 第六条第二項の規定による使用料の減免のうちこの号の(二)により許可したものに係る使用料の減免

別表第四蚕業指導所長の項を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年四月一日

附 則

鳥取県規則第二十九号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「別表のとおりとする」を「別表の基準に従い
知事が別に定める」に改める。

別表（第六条関係）

科 門 専		教 養 科 目	科 目
専	共 通 科 目		
果樹			授 業 内 容
学 経 栽 果 研 培 樹 修 総 機 ・ 花 果 論 卒 き 総 機 業 論 文 論 機 樹 文 施 設 論 文 農 家 等 果 果 留 樹 樹	稻 作 ・ 農 業 植 作 ・ 氣 物 生 物 象 物 ・ 理 ・ 保 ・ 保 ・ 健 ・ 衛 ・ 生	協 同 農 業 生 活 ・ 組 絡 ・ 組 合 ・ 農 會 ・ 貸 付 ・ 金 融 ・ 金 融 ・ 球 會 ・ 球 會 ・ 球 會 ・ 球 會 ・ 球 會 ・ 球 會	時 事 問 題 ・ 人 間 問 題 ・ 外 國 語 ・ 教 育 と ・ 休 育
八 以 上 ○	一、 ○ 以 六 上 ○	一、 ○ 以 五 上 ○	第一 学 年
一、 五 以 三 上 ○	二、 三 以 上 ○	二、 一 以 二 上 ○	第二 学 年
二、 三 以 三 上 ○	一、 二 以 九 上 ○	三、 六 以 六 上 ○	計

この規則は、公布の日から施行する。

附
見

計	特別活動	科目			
		畜産	野菜		
二、一 以上〇	文化活動・クラブ活動・学 校行事	畜産經營文 理農家等留學 業論文	畜產經營養 殖家畜育種管 理農作物研究 糞尿畜	栽培野菜總 經營野菜機械 花き給業論文 研修卒業論文	栽培野菜總 經營野菜各設 花き機械農業 研修卒業論文
二、一 以上〇	一 以上〇	八 以上〇	一、五 以上〇	一、五 以上〇	二、三 以上〇
四、二 以上〇	一 以上〇	二 以上〇	二、三 以上〇	二、三 以上〇	二、三 以上〇